

## 議案第 1 号

### 屋外広告物の規制地域等の指定

屋外広告物の規制地域等を次のように指定する。

#### 1 指定理由

県道小野富岡線の一部区間（小野町～田村市いわき市境）の供用開始に伴い、当該区間について道路用地の境界線から両側 500 メートル以内の区域を第二種特別規制地域等に指定し、また、両側 1, 000 メートル以内の区域を第一種普通規制地域等に指定する。

#### 2 指定地域

##### (1) 第二種特別規制地域等（福島県屋外広告物条例第 3 条第 9 号の規定による地域）

路線名	区間		区域
	始点	終点	
県道小野富岡線	田村郡小野町大字小戸神字坪毛 76 番 1 地先	田村市滝根町広瀬字矢大臣 533 番（いわき市境）	道路用地の境界線から両側 500 メートル以内の区域

##### (2) 第一種普通規制地域等（福島県屋外広告物条例第 5 条第 1 号の規定による地域）

路線名	区間		区域
	始点	終点	
県道小野富岡線	田村郡小野町大字小戸神字坪毛 76 番 1 地先	田村市滝根町広瀬字矢大臣 533 番（いわき市境）	道路用地の境界線から両側 1, 000 メートル以内の区域